飯塚急患センター条例の一部を改正する条例(案)

改正後	改正前
○飯塚急患センター条例	○飯塚急患センター条例
(診療科目)	(診療科目)
第3条 飯塚急患センター(以下「急患センター」という。)の診療科目	第3条 飯塚急患センター(以下「急患センター」という。)の診療科目
は、次のとおりとする。	は、次のとおりとする。
(1) 内科	(1) 内科
	(2) 小児科
附則	
この条例は、公布の日から施行する。	